

災害時要援護者の登録にご協力ください

市では、「災害時に家族などの援助が困難で、地域の方々からの助けを必要とする方（いわゆる『災害時要援護者』）」の避難支援に関する情報をあらかじめ台帳に登録し、平時からの避難支援対策として見守りを実施しています。

災害時には、市や地区の福祉見回り隊、民生委員、地区社会福祉協議会などの皆さんが、その情報を基に迅速な避難の支援を行うこととしています。

希望カード「臓器提供意思表示欄保護シール」が同封されていますので、内容を確認の上ご使用ください。

また、医療機関受診時の一部負担金の割合（1割または3割）が、前年の所得などによる判定に伴い変更となつていく場合がありますので、ご注意ください。

▼問合せ先
富山県後期高齢者医療広域連合事業課
☎465-17502
市民課（内線384）

後期高齢者医療制度にご加入の皆様へ

●後期高齢者医療被保険者証を郵送します
8月1日から使用する新しい被保険者証を、7月18日（金）から簡易書留にて順次発送します。

「後期高齢者医療制度のしおり」「ジェネリック医薬品

空き地の雑草は責任を持って管理しましょう

空き地の雑草管理が適正に行われていないと、周辺の美観を損ねるだけでなく、害虫の発生や不法投棄・火災・通行妨害の原因となります。

空き地の雑草などが繁茂し、近隣の生活環境が損なわれないよう、所有者または管理者は草刈りを実施するなど、責任を持って管理しましょう。



県屋外広告物条例施行規則の一部が改正されます

平成27年3月に予定されている北陸新幹線の開業に合わせて、新幹線沿線の景観を配慮し、富山県屋外広告物条例施行規則の一部が改正されます。（平成26年7月1日施行）

改正内容
◆新幹線沿線両側500m以内について、現行の許可地域からレベル3の禁止地域に変更されます。

◆不法投棄は法律で禁止されており、違反すると5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金に処せられます。廃棄物は適切に処分しましょう！（生活環境課・滑川市環境保健衛生協議会）

後期高齢者医療保険料のお知らせ

後期高齢者医療制度の保険料率は、富山県後期高齢者医療広域連合において2年ごとに見直すことになっていきますが、平成26・27年度の保険料率（所得割率、均等割額）については据え置きとすることになり、変更はありません。

なお、保険料賦課限度額および保険料軽減対象については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正により、次のとおり変更となりましたのでお知らせします。

適用される軽減の種類	軽減の対象となる世帯
5割軽減	改正前 33万円 + 24.5万円 × 世帯主を除く世帯の被保険者数以下の世帯
	改正後 33万円 + 24.5万円 × 世帯の被保険者数以下の世帯
2割軽減	改正前 33万円 + 35万円 × 世帯の被保険者数以下の世帯
	改正後 33万円 + 45万円 × 世帯の被保険者数以下の世帯

改正内容
●保険料賦課限度額の改定
賦課限度額が55万円から57万円に引き上げられます。

●保険料軽減対象の拡大
保険料のうち均等割額について、2割軽減・5割軽減の対象が拡大されます。

海釣りを楽しむ皆さんへマナーを守りましょう

◎海は、漁業者にとって生産の場であり、かけがえのない生活の場です。

◎海は、皆さんにとって明日への活力を得る健全なレクリエーションの場です。

◎海のルールを守って、楽しい海釣りをしましょう。

◆アワビ、サザエ、カキなどの共同漁業権の内容となっている水産動植物の捕獲は禁止されていますので捕らないでください。

◆空き缶、たばこの吸い殻、

水田畦畔なみの草刈運動

米の産地間競争がますます激化する中、「高温に打ち勝ち米づくり」に、関係機関・団体が総力を挙げて取り組んでいるところです。

こうした取り組みの一環として、斑点米や着色米の発生を防ぐため、カメムシ類や病原菌の発生場所である、畦畔や雑草地の草刈りを県下全域で徹底する運動を展開します。

運動期間
7月1日（火）～10日（水）
一斉草刈り日
7月5日（土）～6日（日）

留意事項
①刈り取った草は、用排水路に流したり、燃やしたりしないでください。
②出穂期近くに畦畔除草剤を散布すると、着色米が発生しやすくなるので、畦畔除草剤の使用は、出穂1カ月前までに控えてください。
③とやまGAP規範に基づき、安全な草刈り作業を実施し、事故防止に努めてください。

▼問合せ先
農林課（内線352）

「カギかけんまいけ！」カギかけ防犯キャンペーン実施中！

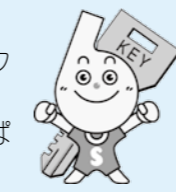
～盗難被害に遭わないための対策をしましょう～

①自動車
車を離れる時は、必ずドアロックをして窓を閉めましょう。貴重品やバッグを車内に置きっぱなしにしないようにしましょう。

②自転車
カギをかけずに自転車を止めたままにいませんか？前輪・後輪の2カ所に鍵をかける「ツーロック」を心がけましょう。

③住宅
玄関の鍵をかけずに外出していませんか？わずかな時間でも、外出の際は必ず鍵をかけましょう。「ワンドア・ツーロック」の対策を心がけましょう。

問合せ先 滑川警察署 ☎475-0110
滑川市防犯協会 ☎476-0734
生活環境課（内線333）



消費生活相談員からのお知らせ

不審電話にご注意！！～不審電話の手口の一例～

★もうかるちゃ詐欺
架空のもうけ話（金杯・ダイヤモンドなどの売買・ロト6の当選番号を事前に教えるなど）をもちかけ、現金をだまし取る。

★なりすまし詐欺
市役所職員、警察官などをかたまって、口座番号やキャッシュカードの暗証番号を聞いてきた。

★たのんちゃ詐欺
息子をかたり、「相手の女性を妊娠させ、示談金として〇〇万円がいる。」と言ってきた。

不審電話がかかってきたら、警察や市の消費生活相談員に相談しましょう。

問合せ先 滑川警察署 ☎475-0110
生活環境課（内線333）
滑川市防犯協会 ☎476-0734



「自分らしく輝こう、をモットーに」
「自分の役割を持って働く力」
「人とのつながりの中で活動する力」などをサポートします！
平成26年4月1日開設

あすなろ 倶楽部

就労継続支援B型事業所
滑川市上小泉1202番地1（パスタ隣） 電話 076-411-9008 FAX 076-411-9009